

# 一般社団法人 数理科学会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人 数理科学会（英文表記 The Society for Mathematical Sciences）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、数理科学に関する学術及び技術の進展に寄与し、またその知識の普及を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 講演会、セミナーなどの開催
- 二 論文集、資料その他図書の刊行
- 三 関連学術・技術団体との交流
- 四 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本会会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 会員に関する必要な事項は、社員総会（以下「総会」という。）の決議により別に定める。

(会員資格の取得)

第6条 本会に入会するには、定款第2章に掲げる目的に賛同し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、本会に退会届を提出することにより任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を喪失する。

- 一 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき
- 二 当該会員が死亡したとき又は解散したとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- 一 本会の定款又はその他規則に違反する行為があったとき
- 二 本会の名誉を損ない、また目的に反した行為が認められたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

## 第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任及び解任
- 三 計算書類等の承認
- 四 定款の変更
- 五 解散及び残余財産の処分
- 六 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後、3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(総会の招集請求)

第15条 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、副会長がこれに代わる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない会員は、書面をもって他の会員に議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から選任された議事録署名人1名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 5名以上20名以内
- 二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、会長以外の理事のうち2名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、特別な場合は、総会の決議を経て報酬を支給することができる。

(名誉会長)

第27条 本会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会において会員の中から選任する。

3 名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(名誉会長の職務)

第28条 名誉会長は、会長の諮問に応え、理事会に対し、意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長及び副会長の選定及び解職

### (招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が招集する。

### (決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

### (事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第一号についてはその内容を報告し、第二号および第三号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第39条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

1 本会の設立時理事、代表理事及び監事は、以下のとおりとする。

設立時理事	足立	孝
設立時理事	石井	好
設立時理事	國吉	光
設立時理事	小林	晋
設立時理事	高山	文雄
設立時代表理事	高山	文雄
設立時監事	豊成	敏隆

2 本会の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

足立 孝

石井 好

國吉 光

小林 晋

高山 文雄

豊成 敏隆

以上、一般社団法人数理科学会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年 6月24日

設立時社員 足立 孝

設立時社員 石井 好

設立時社員 國吉 光

設立時社員 小林 晋

設立時社員 高山 文雄

設立時社員 豊成 敏隆